

地方公務員災害補償基金定款の一部を変更すること 新旧対照表(傍線部分は改正部分)
 ○地方公務員災害補償基金定款(昭和四十二年自治許第五百九十一号)(抄)

変 更 後	
別表第二 (第十七条の二関係)	別表第二 (第十七条の二関係)
職員の区分	職員の区分
義務教育学校職員 義務教育学校職員以外の教育職員 警察職員 消防職員 電気・ガス・水道事業職員 運輸事業職員 清掃事業職員 船員 その他の職員	義務教育学校職員 義務教育学校職員以外の教育職員 警察職員 消防職員 電気・ガス・水道事業職員 運輸事業職員 清掃事業職員 船員 その他の職員
給与の総額に乗ず る割合	給与の総額に乗ず る割合
千分の一・〇〇 千分の一・〇七 千分の三・三九 千分の二・四五 千分の一・六五 千分の一・九五 千分の四・一八 千分の四・一二 千分の一・〇八	千分の〇・九〇 千分の一・一六 千分の三・一六 千分の二・三三 千分の一・九五 千分の一・八六 千分の三・四三 千分の三・七七 千分の一・〇九
変 更 前	